

## 統計表を見る方のために

## 利用上の注意

この章は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間の消費税及び酒税以外の間接税の申告又は処理による課税事績を示したものである。ただし、印紙税については上記期間における現金納付に係る分を示した。

なお、電源開発促進税については、当局では課税事績が無いので掲載していない。

## 9 たばこ税及びたばこ特別税

(1) たばこ税及びたばこ特別税は、紙巻たばこ等の製造たばこに対して課税される。

(2) 税率等

イ 喫煙用の製造たばこ	たばこ税 1,000本につき3,126円 (～平成15年6月30日は2,716円)	たばこ特別税 1,000本につき820円
第一種（紙巻たばこ）		
第二種（パイプたばこ）		
第三種（葉巻たばこ）		
第四種（刻みたばこ）		
ロ かみ用の製造たばこ		
ハ かぎ用の製造たばこ		

## 10 撥発油税及び地方道路税

(1) 撥発油税及び地方道路税は、揮発油に対して課税される。

(2) 税率等

揮発油税	1 klにつき	48,600円
地方道路税	1 klにつき	5,200円
計	1 klにつき	53,800円

## 11 石油ガス税

(1) 石油ガス税は自動車用の石油ガス容器に充てんされている石油ガスに対して課税される。

(2) 税率等

課税石油ガス	1 kgにつき	17.50円
--------	---------	--------

## 12 航空機燃料税

(1) 航空機燃料税は、航空機燃料に対して課税される。

(2) 税率等

航空機燃料	1 klにつき	26,000円
特例税率 沖縄路線航空機	1 klにつき	13,000円
特定離島路線航空機	1 klにつき	19,500円

## 13 石油石炭税

(1) 石油石炭税は、原油及び石油製品、ガス状炭化水素並びに石炭に対して課税される。

(2) 税率等

イ 原油及び石油製品	1 klにつき	2,040円
ロ ガス状炭化水素		
① LNG (液化天然ガス)	1 t につき	840円 (～平成15年9月30日は720円)
② LPG (液化石油ガス)	1 t につき	800円 ( 670円)
ハ 石炭	1 t につき	230円 (平成15年10月1日～)

## 14 印紙税

(1) 印紙税は、流通取引に関連して作成される文書に対して課税される。

(2) 税率等 (印紙税法別表第1より一般的な契約書、証書等について抜粋した。)

イ 不動産の譲渡契約書、消費貸借契約書、運送契約書

契約金額により 200円～60万円 (契約金額1万円未満は非課税)

不動産の譲渡契約書で契約金額が1,000万円を超えるものについては税率が軽減されている。

ロ 請負契約書

契約金額により 200円～60万円 (契約金額1万円未満は非課税)

建設業法第2条第1項に規定する建設工事に係るもので、契約金額が1,000万円を超えるものについては税率が軽減されている。

ハ 約束手形、為替手形

手形金額により 200円～20万円 (手形金額10万円未満は非課税)

ニ 株券、出資証券、社債券、受益証券

券面金額により 200円～2万円

ホ 預貯金証書、保険証券、信用状等

1通につき 200円 (信用金庫、その他特定の金融機関が作成する預貯金証書で、記載された預入額が1万円未満は非課税)

ヘ 配当金領収証、配当金振込通知書

配当金額3,000円以上の場合 200円 (配当金額3,000円未満は非課税)

ト 金銭、有価証券の受取書

受取金額により 200円～20万円 (受取金額3万円未満は非課税)

チ 預貯金通帳、信託通帳、掛金通帳、保険料通帳

1冊1年につき 200円

リ 判取帳

1冊1年につき 4,000円

## 統計表の収録一覧

統計表	課税状況	課税状況の累年比較	免除状況	関係場数等	調査方法
9 たばこ税及びたばこ特別税	○		○	○	
10 挥発油税及び地方道路税	○	○	○	○	
11 石油ガス税	○	○	○	○	
12 航空機燃料税	○	○		○	全数調査
13 石油石炭税	○		○	○	
14 印紙税	○	○			